

会 議 録

会議の名称	平成27年度第1回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成27年7月31日（金）午後2時～4時				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： （委員）今井和之、郷家和子、牛木信之、小林冬子、高橋節夫、龍野乗子、西尾佐知子、千葉光男、田川東洋子、手賀清春、松尾美智夫、横田茂樹、澤地かおる、寺田健治、高橋千恵子 （市）荒井副市長、山口健康福祉部長、河村健康福祉部次長 地域福祉推進課：新井課長補佐 障害支援課：花田課長、小倉課長補佐、宮本事業係長 小高給付係長、加藤支援第1係長・西尾支援第2係長</p> <p>●欠席者：中村一彦、根本信子、阿刀田俊子、松尾美智夫</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 副市長挨拶 4. 自己紹介 5. 部会長及び副部会長選出 6. 部会長、副部会長挨拶 7. 議事（報告） (1) 平成27年度健康福祉部組織について (2) 障害者福祉計画推進部会の目的、計画について (3) 平成26年度障害福祉計画推進部会の開催状況について (4) 平成27年度障害支援課予算報告について 8. その他 (1) 難病の対象疾病拡大について (2) ガイドヘルパー養成研修について 9. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課 担当者名 小倉・宮本 電話番号 042-393-5111（内線3152・3166） ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
1. 開会 ○委員14名の出席により過半数を超えているため会議が成立 2. 委嘱状交付 ○副市長より委員に委嘱状の交付					

3. 副市長挨拶

4. 自己紹介

- 委員自己紹介
- 事務局自己紹介

5. 部会長及び副部会長選出

○事務局A

部会長及び副部会長は、東村山市保健福祉協議会設置規則第5条第2項に基づき、委員の互選により定めることになっております。委員の皆様から、互選の方法についてご意見はございますか。

○委員A

もし事務局からのご提案があればお伺いしたいと思います。

○事務局A

委員からの意見により、事務局案を提案させていただきます。

○事務局B

これまでの選出状況といたしまして、部会長及び副部会長は学識経験者から選出されております。当部会には、様々な分野の委員にご参加いただいておりますので、広い見地からこの会議を統括していただきたいと考えております。従いまして、今回も学識経験者からの選出として、部会長には今井委員、副部会長には郷家委員を提案いたします。

○事務局A

委員の皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

(拍手多数により部会長に今井委員、副部会長に郷家委員が選出される)

6. 部会長、副部会長挨拶

○部会長及び副部会長より挨拶が行われる

○事務局A

それでは、部会長副部会長が選出されましたので、これから議事進行を今井部会長にお願いしたいと思います。

7. 議事（報告）

○部会長

議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、議題（1）について、事務局より説明をお願いします。

(1) 平成27年度健康福祉部組織について・・・資料1

資料1に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(発言者なし)

○部会長

ご意見ご質問がないようですので議事を進めます。(2) 障害者福祉計画推進部会の目的、計画について、事務局から説明をお願いします。

(2) 障害者福祉計画推進部会の目的、計画について
資料4に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございますか。

(発言者なし)

○部会長

特に無ければ、私から質問させてください。事務局の説明の中で、いずれ市単独事業再構築検討会の検討結果について報告をしようと言っていましたが、時期は決まっていますか。

○事務局C

市単独事業再構築検討会については、8月10日に12回目の会議が行われる予定です。検討会はこれまで3年にわたり行っていますが、市の単独事業の検討ということで、各委員により、熱心に細かい部分の議論が行われており、当初の想定よりは時間が伸びていると感じています。ここままで、制度について半分ほどの議論が進んだのかなというところです。事務局としては、こちらの部会への報告を急ぐために、委員の皆様のご熱心な協議を、無理に集約するようなことは考えておりませんので、もう少々時間がかかるものと考えているところです。また、最終的には検討会から提言書のようなものをいただけるのではないかと思いますので、それを含めて後日、本部会に検討結果の報告ができるものと考えております。

○部会長

ありがとうございます。他にご質問はありますか。

○委員A

確認ですが、27年度より高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会は、一体化して地域包括ケア推進協議会になったということですか。

○事務局D

高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会は、一体的な議論を行うために、これまでも2つの会議を同時に開催して協議を行ってきたところです。27年度から、これまでの経過を踏まえて整理させていただきまして、地域包括ケア推進協議会に再編されました。どちらかの会議がなくなったということではなく、合体した

ものと認識いただければと思います。

○委員A

確認ですが、これは個別計画推進部会には入っていないということですか。

○事務局D

個別計画推進部会というのは、保健福祉協議会設置規則上の専門部会になっており、こちらの地域包括ケア推進協議会は、それとは別に条例に則っての会議体になっております。従いまして、地域包括ケア推進協議会は保健福祉協議会の中の位置づけとはなっておりませんが、保健福祉協議会が東村山市の地域福祉を総合的に検討する場になっていることには変わりはありませんので、地域包括ケア推進協議会の代表の委員には保健福祉協議会へ参加していただいて、そこで引き続き議論をしていただけることになっております。

○部会長

他にご質問はございますか。無ければ事務局から次の議事の説明をお願いいたします。

(3) 平成26年度障害者福祉計画推進部会の開催状況について
資料2に基づき事務局から説明が行われる

○部会長

26年度の開催状況についてご説明がありました。ご質問はよろしいですか。

(発言者なし)

○部会長

それでは事務局から次の議事について説明をお願いします。

(4) 平成27年度障害支援課予算報告について
資料3に基づき事務局から説明が行われる

○部会長

事務局の説明が終わりました。ここで会議開始から1時間になりますので、一通りご質問をいただいてから、休憩を取りたいと思います。

○委員B

難病福祉手当というのはどういったものですか。

○委員C

3点あります。1点目は、これまでに相談支援事業の経営の厳しさについてお話ししてきましたが、資料3の24番25番の説明によれば、それが少し改善されると見込んでよろしいでしょうか。予算が増額されているということは、給付の単位が変わったのでしょうか。

2点目は日中一時支援事業も経営が厳しい状況です。しかし、我々は事業を複数

実施していることから、事業を撤退するかどうかについては、一つの事業だけではなく、全体の事業で見たい。全体の中で何か考慮してもらえないでしょうか。

3点目は移動支援についてです。市からはこれまでに、ガイドヘルパーの養成のために170万円くらいの予算を取りますというお話を聞いていましたが、それはどこに入っているのか教えていただきたい。

○委員D

28番と33番34番はかなり金額が上がっているようですが、これは純増ということでよろしいでしょうか。それから22番、あゆみの家の事業費が26年度は1億2千万円となっていますが、27年度については0円になっています。どこに割り振られたのでしょうか。

○部会長

質問が他になれば、ここで休憩を入れて、休憩後に事務局からまとめて説明をお願いしたいと思います。

(10分休憩)

○部会長 (1:14:30)

再開します。先程、ご質問をいただきましたので、事務局から質問に対して順に回答をお願いします。

○事務局E

最初にご質問いただきました難病患者福祉手当について説明します。難病患者福祉手当は、罹患した病気の原因が不明であり、治療方法が確立されていないが、日々の生活を続けなければならない方の精神的経済的苦痛を和らげることを目的とした手当の制度です。平成4年から開始し、これまで金額については推移がありますが、現在は月額5,000円で支給させていただいております。東京都の難病医療費助成制度で医療受給者証の交付を受けている方が対象となっております。

○委員B

これはどの市区町村でも同じようにある制度ですか。他の手当をもらっている場合には受けられないということもあると聞いています。難病には変わらないのに、なぜ受けられないのでしょうか。

○事務局C

難病患者福祉手当は市の単独事業です。市の単独事業としての手当は、他にも16番に記載しております、障害者手当があります。これらに関しては市の手当が国や都の手当を補完する制度ということでこれまで推進してまいりましたが、制度を開始した当時と比べますと、時代も変わってきたということもあり、先程ご説明したように、この部会の下にこれらの市の単独事業を再構築するための検討会議を実施しており、時代に合った協議をしていただいているところです。

他市については、大多数の市で難病の方に対し同程度の金額の手当を出しているとのことですが、難病医療法の施行によりまして、対象者が一気に増えているということもあり、各市が制度設計を変えてきているという状況です。

手当の併給につきましては、市単独の手当は国や都の手当を市で補完するものですので、13番に記載している都の心身障害者福祉手当は16番に記載している市の障害者手当と併給しておりません。

○部会長

難病患者福祉手当についてはよろしいでしょうか。では、次の回答を事務局からお願いします。

○事務局F

24番と25番の相談支援事業費の増についてですが、こちらは障害者総合支援法や児童福祉法のサービスをお使いになる場合に必要なサービス等利用計画の作成が増えていることに伴う予算増です。

○委員C

それでは単価が増えたということではないのですね。サービス等利用計画の作成が増えているということですが、70%というのは東京都ではトップクラスですね。

単価が増えていないということであれば、事業者にはプラスになっていない。相談支援事業については、東京23区のどこの親の会からも赤字だと聞いている。また、単価について東京都に質問をすると、国に提案しています、という回答をもらっている。東村山もそのような回答になるのでしょうか。

○事務局C

相談支援事業が黒字にならないのは、事業の性質から難しいところがあると思います。委員がおっしゃったとおり、市も市長会を通じて、都及び国に、給付費を上げるよう要請をしておりますが、そもそも構造的に黒字になるような事業でないということから、相談支援事業は、地域で理解ある法人に引き受けていただかなければならないような事業になっていると思います。市といたしましては、委託・委託でないに関わらず、相談支援事業所の円滑な事業実施には、自立支援協議会も含め、様々な側面からの支援も必要と考えております。

○事務局G

ガイドヘルパーの養成についてお答えします。資料31番に173万円の予算があります。詳細につきましては後程、その他(2)のところで詳しくご説明する予定です。

○事務局B

続きまして、日中一時支援と都認定短期入所支援事業に対するご質問にお答えいたします。こちらにつきましても、事業経営がなかなか厳しいということで、これまでもお伺いしておりますので、別途個別にご相談させていただきたいと思えます。

次に、あゆみの家事業費についてのご質問ですが、あゆみの家事業費分の予算が27年度ではどこに割り振られているかというご質問でよろしいでしょうか。

○ 委員D

はい。

○事務局B

あゆみの家事業は、平成26年度までは、市の委託事業でしたので、国都の給付費の収入を得て事業実施しておりました。資料3は支出の内訳となっておりますので、ご確認いただけませんが、市の委託事業でなくなったことに伴い、27年度はあゆみの家事業費に関する収入と支出がなくなっております。なお、平成27年度よりあゆみの家事業が民間で事業実施されることから、23番の重症心身障害児(者)通所施設運営費補助事業費は予算増としております。

○事務局C

28番の障害児施設利用支援事業費、33番の障害者地域居住支援事業費、34番の障害者施設利用支援事業費については、前年度と比較して、それぞれ施設の利用が伸びていることが主な増の要因です。

○部会長

他に質問はよろしいでしょうか。それでは、その他について事務局から説明をお願いします。

(1) 難病の対象疾病拡大について

資料5及び資料6に基づき事務局から説明が行われる

○部会長

説明が終わりましたが、ご質問ございますか。

(発言者なし)

○部会長

なければ次に進みます。事務局から次の説明をお願いします。

(2) ガイドヘルパー従業者養成研修について

事務局より説明が行われる

○部会長

資料は無く口頭で報告していただきました。この件についてご質問ありますか。

○委員B

研修は何人くらいの受講を予定しているのですか。また、その中で何人くらい残っていると思っていますか。私は3人くらいだと思いますが。

○事務局G

定員は30名を予定しています。視覚障害者の同行援護従事者の資格については、当初、平成26年9月末まで経過措置として緩和されていましたが、従事者数が少ないということもあるようで、平成30年3月末まで期間延長されております。また、都の同行援護養成研修をしている事業所からは、従事者数や申込者数が減っ

ていると伺っております。これらの状況から、研修実施にあたっては、市報にて広く周知をさせていただきたいと思っております。

○委員B

講師によって、利用しにくい教え方をすることがあります。例えば、エスカレーターの乗り方についても、1つしか教えないから、ヘルパーがその1つしか覚えられない。私は視覚障害者でもそれぞれの歩き方対応があると思う。事業を実施している社会福祉協議会の意見はどうか。

○東村山市社会福祉協議会

講師に関しては、市でもある程度選ばれると思いますし、私どもが昨年、一昨年同行援護の従業者の養成講座を開催した時にも、極力より良い講師の方を選びました。講師の先生によって教え方が異なるという意見もわかりますが、基本は押さえて教えていただけるものと思います。

○委員B

利用者としては人材よりも質を重要視している。一度覚えたものは変えようとしていないという人が多い。これは気を付けて研修をして欲しいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局C

事業の周知については、8月15日号の市報を予定しています。記事の最初には、街なかで困っている方がいたら、手を差し伸べてくださいといった一文を載せる予定です。どうして市報を使って、このような記事で、行政が広報するのかということについては、今まで全くガイドヘルパーという言葉が知らなかった市民の方に、障害のあるかたの困りごとや、それを支援する仕事があるということ、まずは広く周知、いわゆる掘り起こしも含めて啓発したいという意図があります。

市報をご覧になって、この仕事に対して勉強してみようかなという方には、記事の下に養成研修の案内を記載する予定です。今までガイドヘルパーについて全く知識のない方が、先ほど委員がおっしゃったレベルまで、すぐに到達するということとはなかなか難しいと思いますので、当事者の意見も掲載できればと考えております。

委員のおっしゃるように、最後まで残る方がたとえ3人であったとしても、少しずつ充実してくるのかなと思います。今回、市としては試行的ではありますが実施することができましたので、ご理解とご協力をお願いします。

○委員B

例えば市報で、困った人がいたら手を貸してあげましょうと書いただけで、色々な人が声をかけてきます。しかも毎日です。そして、手を貸す方法が間違っていて、後ろから押す人がいっぱいいる。私が「怖いからやめてください。」と言ったら、「連れて行ってやるのに、何で文句を言うのか。」と言われるのです。何か手伝ってくれようという気持ちはありがたいけれども、余計なお世話になってしまう。だからやたらとそういうことを書いて欲しくないという気持ちもあります。

○委員E

医療に関係した者は、患者さん或いは利用者の方から教えていただくことが多い

です。医者も健康な人間が多いものですから分からないことがあります。言うてはいけないこと、やってはいけないことを患者さんからいっぱい教えていただいて少しずつ育ってきました。そういった場面では、当事者からも根気よく教えていただけないでしょうか。そうするとだんだん良くなっていくのではないかと思います。

○部会長

どちらもごもつともな意見だと思います。福祉はこれまで大きく変わったところもあるし、少しずつしか変わっていないところもあると思います。その溝を埋めていくためには、委員がおっしゃったようなご意見をあきらめないで発信していくということも必要だと思います。施策全体としては良いほうに向かっていると私は思います。

○委員B

全体的に、人数の多い障害分野の福祉がより良くなっている。人数の少ない障害というのは置き去りにされていることが多いと思います。

○部会長

この件については以上でよろしいでしょうか。それでは、本日の議事は以上となります。

○委員C

議事にはありませんが、私どもで考えていることがあるので、お伝えしておきたいと思います。現在、私どもは私有地をお借りして色々な事業をやっています。しかし、貸主の世代が変わると、もう貸さないとおっしゃる方もいます。そうすると事業の行き場所がなくなってしまいます。だからといって、高い土地を借りると事業が成り立たなくなる。そこで、東村山にある公的な土地、国の土地や東京都の土地を、国の価格で私どもに貸していただきたいのです。そういうことを市の中の企画等で出来ないものでしょうか。この会議でも数年前にお話したのですが、多磨全生園の土地の活用に関する話が全然出てこない。難しい話かもしれないけれども、そういうことが長期的な計画の中にあるともっと楽しいのではないのでしょうか。全生園のような国の土地や、都営住宅の空いたところを、我々はグループホームに利用することは出来ないだろうかと考えています。これは、1年や2年では出来ないことだと思います。私が死んだ後も残るようなテーマが、こういった計画に載ってくるとういなと思います。国の土地だから触れにくいのかもしれないけれど、そういった部分こそ触れていくのが行政の仕事ではないでしょうか。

○部会長

ただいまのお話については、本日そういうご意見が出たということで承知しておいてください。最後に事務局から案内があります。

○事務局A

次回の会議は冬頃の開催を予定させていただきたいと思います。詳細については、事務局より後日通知いたします。

○部会長

それでは、これにて閉会します。お疲れ様でした。